

様式第3号(第9条第1項関係)

政務調査費調査等報告書

- 1 事業名 地方議員研修会「地域主権時代の地方議会の姿」出席

- 2 事業内容 別紙のとおり

- 3 成果 別紙のとおり

- 注) 1 事業名には収支報告書の支出科目区分により記入のこと。
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

青森学術文化振興財団助成事業

地方議員研修会 「地域主権時代の地方議会の姿」 開催に関して

開催趣旨

地域主権改革とは、地域住民が、自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組んでいく為の改革です。地域のことは地域で決める。この地域主権の時代に重要な役割を果たさなければならないのが地方議会です。しかし、地域住民の議会に対する不信感は大きいものがあります。そうした住民との距離を縮める為、先進的な議会では、議会のあり方を見直す「議会基本条例」を制定しようとする動きが高まり、現在全国で100以上の議会で制定されています。

こうした議会改革の流れをリードする北海道栗山町議会、福島県会津若松市議会で議会改革に関わってきた方々のお話を伺い、また、青森県内で地道に議会改革に取り組む議員の方々の取組報告を共有することで、「地域主権時代の地方議会の姿」を考えていきます。

開催日時 平成23年 2月11日(金曜日 建国記念の日) 13時から17時

開催場所 ~~青森中央学院大学 031教室~~

対象 地方議員、その他市民 定員50名

参加費 無料

内容 13:00~14:30

「栗山町議会の挑戦」

中尾 修 前北海道栗山町議会事務局長

早稲田大学マニフェスト研究所客員研究員

(第3回マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞)

14:30~15:10

「地域主権時代の会派のあり方」

太田 博之 三沢市議会議員

(第5回マニフェスト大賞優秀賞受賞)

15:10~15:20 休憩

15:20~16:00

「議員による首長マニフェスト評価の取組」

石橋 充志 八戸市議会議員

(第4回マニフェスト大賞最優秀アイデア賞受賞)

16:00~17:00

「議会基本条例を活用した新たな政策形成サイクル」

目黒 章三郎 会津若松市議会議員

(第4回マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞)

主催 青森中央学院大学 佐藤淳研究室

協力 早稲田大学マニフェスト研究所

ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟 青森

後援 (財)青森学術文化振興財団

【連絡先】

佐藤 淳 青森中央学院大学経営法学部 専任講師

TEL&FAX 017-728-0137

Eメール atsushi-sato@aomoricgu.ac.jp

— 地方議員研修会「地域主権改革の地方議会の姿」 —

研修会参加報告書 福島町議会議員 金 沢 秀 一

「栗山町議会の挑戦」

中尾 修氏（前栗山町議会事務局長）

◆「地方主権」を担える議会に

議会は議決責任を深く認識するとともに議案などを議決したときは市民に対して説明する責務を有する。

議員同士の見解の相違を乗り越えて機関としての意思をまとめ、首長にぶつかっていくことだ。

議決に責任を持つ議会に変えていくためには、住民がいかに議会と積極的にかかわるか、主権者としての参加意識も問われている。

事務局員の人事権は議長に与えられていることになっている。議員をサポートして議会と一緒に執行部と対峙するというのが建前。

議会全体として本気にならなければ、事務局員も腰が砕けてしまう。地方議会は正念場にあり、議会改革は待ったなしだ。

「地域主権時代の会派のあり方」

太田 博之氏（三沢市議会議員）

会派「みさわ未来」6人（一期目3名、2期目3名）

◆みさわ未来のねらい

二元代表制における議会の役割は、政策集団としての会派（マニフェスト）活動

議員発議による条例制定

○三沢市選挙公報発行条例

- 議会基本条例
- 市長選挙 立候補者へのマニフェストの提示
- 議員の資質（人間力）の向上研修会の開催
- 市民力（協働）の開発（口利き、利益誘導のない公正な社会）

◆みさわ未来の主な活動

市民の生の声を政策等に反映させるために

- ①「タウンミーティング」の開催
- ②会派の活動状況を報告する「議会報告会」の開催
- ③会派マニフェストの作成
- ④研修会（視察）等の開催
- ⑤会派による街頭演説会の開催
- ⑥会派情報誌「未来からの風」の発行
- ⑦その他、会員が認めた事業

「議員による首長マニフェスト評価の取組み」

石橋 充志氏（八戸市議会議員）

◆市長公約を独自に採点

市長は毎年、事業の実施率や着手率を公表しているが、住民に有益かどうかという評価が必要ではないかと考え、市長のマニフェストに基づく事業の有効性などを独自に点数化。事業と住民がいかに理解し、暮らしがどのように向上したかを「有効性」という形で表した。

「議会基本条例を活用した新たな政策形成サイクル」

目黒章三郎（会津若松市議会議員）

◆議会基本条例の「再定義」

- 議会基本条例とは

市民にとっての新たな価値創造に向け、市民参加を基軸にした「政策形成サイクル」の確立と実践によって、積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していく、そのためのツールである。

○議会による政策形成とは

監視機能↑＋政策立案機能↑＋市民参加↑＝団体意志決定機能↑⇒市政貢献

市政発展への貢献が最終目的、かつエンドユーザーは市民。議会内の仕組みやルールづくりは、その手段に過ぎない。

○議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について

この課題は、議会及び議員の最重要課題であること。また、複数の議会内組織（議員定数は議会運営委員会、議員報酬及び政務調査費は各党派代表者会議）にわたる横断的な課題であることなどから、議会制度検討委員会のテーマとして設定し提案。

検討は、①議会活動 ②議員活動の定義 ③議員報酬 ④政務調査費 ⑤議員定数の5項目を対象としている。

検討に当たっては、「議員報酬・議員定数の削減ありき」ではなく、「議会活動・議員活動の自己将来像」と「その対価としての議員報酬等の額」を仮説モデルとして市民に「提案」する手順を重視している。